

Title	労働者保険の施設を論ず (三、完)
Sub Title	
Author	園, 乾治
Publisher	慶應義塾理財学会
Publication year	1920
Jtitle	三田学会雑誌 (Keio journal of economics). Vol.14, No.6 (1920. 6) ,p.846(108)- 859(121)
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	雑録
Genre	Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00234610-19200600-0108

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

本論文を起草するに當つて、瀧本誠一博士及び加田忠臣君より、其の貴重なる蔵書を貸與して下さつたことに就いて厚く感謝の意を表す。

に於いて Hailors (1570) 等である。Ashley:— op. cit. vol. I, part II, pp. 123-4) (一九二〇年五月十七日稿了)

- (註一) Ashley:— op. cit. vol. I, part I, p. 68.
- (註二) Gross:— op. cit. vol. I, p. 2.
- (註三) Ashley:— op. cit. vol. I, part I, p. 69.
- (註四) *ibid.* pp. 78-80.
- Gross:— op. cit. vol. I, pp. 106.
- (註五) *ibid.* p. 110.
- (註六) Kropotkin:— "Mutual Aid" (popular edition) pp. 142.

- (註七) 福田博士「續經濟學研究」一〇八頁
- (註八) Ashley:— op. cit. vol. I, part II, p. 168.
- (註九) *ibid.* pp. 98-9.
- (註一〇) Journeymen の組合が出来たのは London に於て J. H. saddlers (1383-1396), cordwainers (1387), tailors (1413-1696), blacksmiths (1435), carpenters (1468), drapers (1493-1522), ironmongers (1497-1590), founders (1508-1579), fishmongers (1512), clothworkers 及び armourers (1589) Conventry に於ては weavers (1424-1450) Exeter に於ては tailors (1512 以前) Oxford に於ては shoemakers (1512) Bristol

勞働者保險の施設を論ず (三、完)

園 乾 治

最後に勞働者保險の重要な部門として寡婦孤兒保險と失業保險の二者が猶ほ論述せられなすで残つて居る。抑々勞働者の死亡に因つて其の遺族は如何なる經濟的打撃を蒙るか。先づ遺體埋葬の爲めに費用の支出を必要とせらるゝことは其の一である。而して若し死亡せる勞働者の所得に因つて一家が扶養せられて居た場合には單に斯かる一時的の經費のみに止らず更らに大なる經濟的打撃を受けねばらぬ。乃ち遺族は

明日の日より生活の保障を失はなくてはならぬのである。一家の柱石を失へる悲嘆を蔽ひて彼等は直ちに生活の脅威と闘はねばならぬ。宏大なる仁慈の心なき者は此場合に於ても拱手傍觀を續けるかも知れぬ。夫れは尙ほ恕すべしとしてももつと悪い場合を想像する時は何人も戦慄するであらう。扶養の途を失へる寡婦が適當なる収入方法を講ずることが出来ない場合はどうなるか。或ひは父兄を喪つて中途にして廢學の止むなきに立到つた場合はどうなるか。斯かる場合にその遺族に對して何等かの救濟の途を講じないで放任するとすれば其の結果は如何であらう。單にそれは一家一族の悲惨不倖として看過することを許さぬものである。實に大なる社會上の由々しい問題となるであらう。何となれば何人も容易に想像し得るやうに彼等寡婦孤兒は當然の成行として社會の暗黒裡に墮落しあら

ゆる罪惡を犯すべき危険に曝さるゝからである而してかゝる不倖を救濟せんとする目的を有する社會上の施設として茲に寡婦孤兒保險なるものがある。

此の種の保險の最も發達したる國としては先づ合衆國に指を屈しなくてはならぬ。而して之れに次いで英、獨兩國の施設に見るべきものがある。而して之れ等の國に於て私營保險會社の經營に係かる場合には「インダストリアル」又は「ブルーデンシアル」の名を冠して呼ばるゝものであるが普通行はるゝ生命保險と相異なるところ換言すれば此の種の保險の特徴とも云ふべきものは大體次ぎの三つである。先づ第一に勞働者の死亡率大にして生存年齢の短かきこと。第二に保險金額の小額にして經營費の多額を要すること。第三に保険料は年拂又は半年拂にあらずして多くは週拂なるを以て取立煩雜

なることである。之れ等の缺點は次ぎの各國に於ける保險殊に合衆國の産業保險の成績を検すれば明かに知ることが出来る。

一二

楮て合衆國に於て産業保險が創始せられたのは一八七六年のことと同年にこの保險に加入した者の數は四千八百人に過ぎなかつた。それ以來急速なる發達を遂げて一九一一年には二千四百七十萬人加入者を得るに至つた。乃ち合衆國全人口の約二割七分に相當する多數の者がこの保險の加入者と爲つた譯である。加入者の多寡によつて保險の成績を批評することが正當であるならば、合衆國に於ける産業保險は大なる成功を贏ち得たるものと云ふことが出来やう。然し乍ら保險制度の社會的價值を論ずるに當つて單に斯くの如き標準によることは許し難い。必ずや一方に於てその社會に及ぼす効果を見ると

同時に他方に於てその經費を考量して判斷しなくてはならぬ。

合衆國の勞働階級がこの大なる保險組織から受くる利益は如何なるものがあるか。この保險は一種の生命保險であると云はるゝものであるが天死と云ふ肝心な問題を解決するものとして全然無効である。——乃ち遺族扶助に對して何等の貢獻もない。その保險金額は此等の目的を達するものとしては其額餘りに寡少に過ぎる。一八八一年に平均額が九十一弗であつたものが一九一一年には一百三十八弗に増加したのは事實であるが此の三十年間に於ける貨幣の購買力の減少を考ふる時は決して大なる増加なりと云ふことは出来ぬ。かくの如き金額は一家を扶養する柱石を喪つた遺族に對して一時的の救濟としても十分なる効果を示さぬことは理の當然である。

ブルーデンシャル保險會社の創設者にして社長の椅子にあつたジョン・エフ・ドライデン氏が云つてゐる如く産業保險は死亡及び臨終の病床に入用なる費用として蓄へのない家庭にこの金を準備するものである。勿論かくの如き金は保險によらないでも個人的の貯蓄を引出しても又負債によつても支辨することが出来る。尤も負債することが出来ればよいが出来ない場合には已むを得ず公共の救貧基金によるか或ひは私人の慈善に訴へなくてはならぬ破目に陥るのである。然かも何人にも生活の程度と習慣があつて出来るだけ立派に自分の力で費用を支辨したいとの考へから保險制度の可能があるのである。此の保險制の根本には見すばらしい葬式を嫌惡し將來の爲めに現在の貯蓄を行ふ決心と何時かは一度死亡するといふ事故が存在することを必要とするものである。

此の種の保險の缺點の一として經營に多額の費用を必要とすることは既に一言した。次ぎに示す合衆國に於ける數字を見れば明瞭にその間の消息を窺知することが出来やう。即ちルビン氏の記する處に據れば一八七六年より一九一一年に至る三十六ヶ年間に總額十八億九千萬弗の保險料が支拂はれたのであつた。尙詳細に檢すれば一八八一年には二百萬弗足らずのものが三十年を経過した一九一一年には一億八千萬圓以上に増加してゐる。尙會社が經營の費用に充てる額は全體の四割以上に達し實に七億五千萬弗を超過してゐるといふことである。合衆國の産業保險に於ては保險料不拂は契約の失効を來すものであるがそれにも拘らず非常に多數の失効者が續出してゐる。乃ち一九〇一年より一九一一年の十ヶ年間に於て三大産業保險會社の有効契約高は一千二百五十萬件より二千二百七十

萬件に増加してゐるのみである。然し乍ら實際の契約締結高は實に三千八百六十萬件であつたといふことである。これ等の中死亡者を除く過半数は中途に於て失効したものである。

一三

以上は合衆國に於ける産業保險の實際である。次に勞働組合及び相互扶助組合が疾病保險と關聯して種々な名稱の許に給與する埋葬費に就て論述する。偕て之れ等の團體がこの目的の爲めに活動する方法及び範圍は夫れ々々相互扶助主義の普及程度によりて相異しまた勞働者階級の經濟状態によりて相異するのは云ふ迄もないことである。例ば伊太利に於ては共濟團體の總數中の三割が寡婦及び孤兒に對して一時金を支給し葬費の支給は四割五分のものが實行して居るが年金を支給するものは僅かに四分五厘に過ぎない。次に英吉利に就て見るに同國に於け

る友愛組合は主としてその活動を疾病保險に置くものであるがそれにも拘らず一ヶ年に四千萬弗に達する巨大な金額を死亡者に支給して居るのである。

然し乍ら相互的生命保險の最も發達したる國は恐らく合衆國を措いては他にあるまい。勞働局の調査によればその勞働組合は全支出額の三分の二を死亡者に支給してゐる。斯くの如き支給は一ヶ年に一萬件を下らず平均支給額は五百弗以上である。然し實際に於ては支給額には非常に著しい差等がある。大多數の場合大抵二百弗未満のものである。然し乍ら中には支給額が一千弗乃至三千弗に達する彼の鐵道従業者の組合の如き異例がある。地方の勞働組合は財政状態が非常に薄弱であるが死亡支給金に就ては大いに力を注ぐ結果比較的見劣りのするものではない。以上述ぶるが如き保險制度は各自が相互

扶助の精神に基く組織にして加入者の數頗る多數に上るは賞すべきであるが同時にこれ等の組織は政府の發表に明かなるが如く何等保險の理論に基かぬものであるから従つて種々の缺點を併せ有してゐる。

尙ほ今一つ合衆國に於ては重要な生命保險機關として看過することの出來ぬものがある。それは所謂友愛組合である。一九〇一及一九一一年の統計によれば友愛組合の保險に對する加入件數は普通の生命保險を超過し保險金額に於ては産業保險を凌駕するの盛況を呈してゐる。且つ普通の生命保險及び産業保險の兩者に勝れる點は經營費の割合著しく小額なる點にある。即ち經營費の割合は前者が収入の二割後者が四割を占むに對し、友愛保險に於ては僅かに一割四分に過ぎない。

以上の外に所謂小口保險と稱する保險組織が

ある。英吉利に於ては既に一八六四年に此の種の保險法が發布せられた。此の制度の主眼とするところは小額なる生命及養老保險を低廉なる保險料によりて實施せんとするもので經營は政府に於て負擔し保險金額を生命保險は百磅、養老保險は五十磅を最高限度とし凡ての階級の人々の加入を許した。然し乍ら此の保險の實績は頗る萎微して振はず遂に失敗に歸した。合衆國に於てはマッサチウセツ州が一九〇七年六月二十六日に貯蓄銀行保險制度を設けた。然し過去に於ける經驗は餘り大した効果を擧ぐる事が出来なかつた。我が日本に於ても遞信省の經營に係る簡易生命保險なるものが全國の郵便局に於て開始せられてゐるが、一時の危急に對する僅かな効果の外は到底云ふべき程の實績は擧ぐる事が出来まいと思はれる。

獨逸に於ける寡婦及孤兒に適用せらるゝ遺族

保險なるものは一八八七年及び一八八八年に亘る養老保險法案が議會に於て討議に附せられて居る時一部の人々の間に問題となつたものである。然し愈勞働者保險の主要なる三種類の保險に第四種のものとして數えらるゝに至つたのは一九一一年の法律の結果である。この新保險は實際に於て獨立した保險の一種類ではあつたが經營上癱疾保險と關聯せしめられた。寡婦年金は寡婦が結婚する迄受領するものにして死亡者の癱疾年金の三割に相當する金額と帝國補助金

年額五十馬克とを支給せらるゝものである。孤兒年金は孤兒が十五歳に達する迄受領するものにして長子は死亡者の癱疾年金の一割五分長子以外の孤兒は二分五厘と各兒平等に帝國補助金年額二十五馬克を支給せらるゝものである。但し之れに對しては一般の制限がある。乃ち孤兒年金は癱疾年金額を超過せざること及び寡婦年

金と孤兒年金との總計は死亡者の年金の一倍半を超過せざることこれである。

以上の外佛蘭西及び丁抹に於ても寡婦及び孤兒に對して年金を支給するの制度を設立してゐる。

一四

失業保險が理論上成立し得可きものであることは疑ふ餘地がない。然し乍ら失業保險制度によつて失業救済の目的を達することを得るや否やに就ては從來屢々疑問とせられた處である。而してその根本の原因は失業に關する統計の不備に歸するものである。詳言すれば失業統計にありては、他の疾病又は災害統計の場合と異つて失業の原因が自己の決意によつて支配せらるゝことが多いのみならず此の判別が頗る困難である。その結果眞に職を求めて得る能はざるものと放逸其他自己の罪過に基く失業と勞働紛争

等に基く失業とを正確に區別することが出來ない。故に失業保險を實施するに當つて如何なる失業を救済するかその選擇が困難である許りでなく同盟罷工に對する態度を如何に持すべきかも亦難問題である。幸にこの問題は解決するところが出来るとしても副業を有する場合又は他の家族等が所得を有する場合には如何に決定すべきかの困難が残つてゐる。尙其の他に於て例へば失業の期間に就いても自己の意思如何によりて影響を受くる事が頗る大である。かくの如きも亦失業保險經營を一層困難ならしむる大なる原因をなしてゐる。

之れ等各種の原因は失業保險の組織を困難ならしめ其發達を阻害するものである。然し乍ら從來勞働組合の經營する處に徴すれば此の種の保險も決して成立不可能ならざるの證左を示すものである。勿論勞働組合の範圍廣汎に亘らざ

る結果相互に事情精通せること。多く熟練勞働者が組合員たること。組合員に對して加入を強制せること等の特殊の事情に基きて勞働組合の失業保險經營は成功を齎したるものであらう。そは兎に角從來組織せられたる失業保險の制度は瑞西のサン・ガレン市に設立せられたるものゝ如く加入及び設備を強制するもの。同じくバーセル市に實施を見るものゝ如く加入のみを強制するものと同じくベルン市に見るものゝ如く地方政府の經營にして任意加入とするもの。全く私營に放任し國家が之れに干渉することなきもの等の種類がある。

一五

失業保險に於て最も疾くより發達を遂げたる國は瑞西である。而して同國に於て失業保險の濫觴をなすものはベルン市に於ける失業保險組合である。此の組合は任意加入のもので敢て法

律の力を以て加入を強制するものではない。組合の資金は加入者の醵金と雇主の醵金及び市の補助金と寄附より成る。加入労働者の醵金は始め一八九三年には四十^{サンチム}仙であつたが一八九五年には五十^{サンチム}仙に増額せられた。又市の補助額は五千法^{フラン}であつたが後に更に二千法を増加して七千法に改められた。此の組合の定款は創立以來數回改正せられた。けれども任意加入の原則は始終維持して今日に及んでゐる。

このベルン市の組合に次でサン・ガレン市に組合の成立を見た。このサン・ガレン市の組合は始めベルン市の組合を模範として組織せられたものであつたが其後間もなく強制加入主義を採用するに至つたものである。乃ち同市の條例によれば一日の賃銀五法を超えざる一切の労働者は特別の規定によりて除外せらるゝものゝ外凡て此保険に加入すべき義務を有する規定であつ

た。斯くの如きサン・ガレン市の失業保険制度は一八九五年に成立したけれども存立僅々二ヶ年にして一八九七年には早くも解散の餘儀なきに立到つた。その失敗の主なる原因は管理經營の拙劣なりしことにあると共に各種の労働者を一切平等に取扱ひ失業の危険大なる労働者と然からざる労働者の間に何等の區別を設けざりしことは根本的失敗の原因であつた。

最後に一八九六年にバーゼル市に於て失業保険に對する精到なる法律が可決せられた。此の保險法に據れば年所得三百法未満の労働者及び徒弟を除く外の凡ての労働者は失業保險の加入を強制せらるゝものである。然し乍ら加入は強制するけれども設備を強制するものではない。従つて必ずしも市の失業保險局の經營する保險に加入することを必要とするものではない。失業救濟の範圍は一日八十仙乃至二法にして保險

料の多寡如何によつて決定せらるゝものである。然して保險料を醵出すべきものは労働者及雇主の兩者であつて各自の負擔率は労働者の種類によつて一定してゐない。尙ほ保險の基金は既にベルン市の場合に於て述べたと同様にして労働者及び雇主の醵出金、市の補助金、其他任意の寄附より成立してゐる。

獨逸に於ける失業保險も瑞西の制度と同様に地方的に行れてゐるものである。コルン市の失業保險組合は一八九六年に設立せられたるものである。而してこの保險に加入するとせざることは全く任意にして労働者は何等拘束を受くるものではない。加入する労働者は一ヶ年以上同市に住居し永久的労働不能の状態になきものたるべき規定である。而して保險料の支拂は全部労働者の負擔にしてその金額は労働者の種類によつて一定してゐない。不熟練労働者は一週三

十五^{フヘニツヒ}片、熟練労働者は四十^{フヘニツヒ}片の保險料であつた。保險の基金は加入労働者の醵出せる保險料其他の任意的寄附金及び市の補助金によつてゐる。しかも實際支給金の過半は加入労働者の醵出したる保險金以外の財源より得たるものであつた。これは地方政府の組織せる保險制度殊に任意加入主義のものに共通の缺點にして失業の危険多き労働者のみが加入して然からざるものは加入を躊躇し事實上純然たる保險制度と稱するを得ずして一種の失業者補給或ひは救濟制度と見るべきものであつた。

一六

經濟組織の缺陷に基く結果を救濟せんとするは社會一般の義務であるといふ思想と地方都市が自ら失業に對する救濟を計畫したる成績の面白からざることを二事實は茲に失業救濟に對して労働組合を補助する方法を案出せしむるに

至つた。この點に就て率先して實現に努力したものは白耳義のゲント市である。ゲント市は人口僅かに二十萬の一都市に過ぎなかつたが一九〇〇年一月レイス・バルレッツの指導の下に市自ら失業保険の基金を設け良好なる成績を擧ぐるに至つた。乃ち市は失業保険の基金を以て労働組合の失業保険に對して補助金を交付し労働者の失業せるものに配付する方法を採つたのである。かくの如き補助金額は時々の状況を酌量して基金管理委員が決定するものであるが大體に於て労働組合の支給する金額を超過せざる範圍に於て各人に補給し一日一法以上に上るを許さず同一人に一ヶ年六十日以上を補給せざる等の規定がある。尙ほ單に労働組合に補助金を交付する時は組合を有せざる労働者は何等の利益を享受することが出来ないこととなる。この點に於ける不公正を除かんがために同市は労働

組合に加入せざる労働者に對しても組合加入者の受くる補助金額を標準として一定の補助金を交付することとした。

斯の如きゲント市の開始したる補助金制度は労働組合の失業保険の實施を奨励し又た保險に加入する労働者の數を増加せしめ十分なる効果を擧ぐることを得た。而して一度この方法の有効なるを見たる各地各國に於ても續々として補助金制度を設くるの風となり白耳義に於ては人口三萬五千以上の都市は凡てかゝる補助金の制度を有し獨逸、佛蘭西、瑞西、伊太利、和蘭等の諸國に於ても各都市又は各地方に補助基金を設くるものが益々増加するの模様である。

右の外直接各個の労働者に補助金を交付するの制度が一八九六年伊太利のボログナラ市に實施せられ白耳義、佛蘭西、獨逸等の都市にも實施せられたることがあるが不幸にして凡て失敗

の歴史に終つてゐる。

強制的失業保険の經營頗る困難なる事實とゲント式の補助金制度の効果の顯著なるを見る者は任意的失業保険を採用するの有利なることを説いてゐる。その中であつて英國が一九一一年に強制的失業保険を實施したのは特筆に値するものと思ふ。然しその適用範圍は頗る狭少であるが最初の試みとしては已むを得ぬことであらう。此の外英吉利に於ては右の強制的失業保険の適用を受けざる職業に對する失業救済の爲めに補助金を交付するの制度を設けてゐる。

一七

以上を以て主なる労働者保険の種類に就て重要諸國の組織の概括したる沿革を終り度い。理想としては労働者に對して凡ての種類を保險を實施することが好ましいのは論を俟たぬところである。然し乍ら災害、疾病、老廢、寡婦孤兒

及び失業等の場合に於ける凡ての救済組織を一時に完備せしむることは實際問題として頗る困難多き事業である。各國に就て見るも凡ての保險が同様に同時に發達してゐるものではない。それ〴〵の國に特有なる事情に因つて特殊の發達をなしてゐることは明かなる事實である。然らば我國に於ては如何なる種類の保險施設をなすが如下の情勢に順應するものであるか。論者の私見を以てすれば災害保險及び疾病保險の兩制度の實施にありと思考する。業務上の災害及び疾病に對しては既に現行民法によりて損害賠償請求の途があり工場法第十五條及び鑛業法第八十條に救済の規定がある。然し乍ら之れ等の規定は實際上労働者に幾何の利益を齎したるか頗る疑問である。骨抜きにせられて多くの缺陷を有する此等の規定が空文に終り労働者に何等の救済の効なきことは既に前號に於て歐洲の

災害保險の沿革を述ぶるは先ちて言及した。而してこの民法的救済に代るべき雇主責任法さへも尙ほ運用上に於て不完全なるを免れぬところである。寔に事實上何等の救済を得ずして我國の勞働者が災害及び疾病の危険に接することは我國工業の將來の發展に對する大なる障礙である。然り然らば之に對應する方策として工場法の完備と保險制度の實施とは孰れを先にすべきかは新に論ずべき問題となる。而して現行工場法の改正は識者の容易に首肯するところであらう。しかしながら工場法を完備せしむることは毫も災害及び疾病保險の必要を軽減するものではない。兩者は孰れも軒輕なき現下の急務であると思ふ。

然からば災害保險及び疾病保險は他の種類の保險に先ちて着手すべき必要ありとして如何なる組織によりて之を經營すべきかは次に解決

を要する問題である。換言すれば保險の經營を官營とすべきか私營にすべきか、私營とする場合には營業保險とすべきか相互保險とすべきかの問題之れである。

この點に關して先づ災害保險にのみ就て論ずれば、災害保險の機關として營利會社を採用するは嚴重なる監督を行ふ時は敢て不可なしと信する。勞働者保險はその本來の性質より見る時は社會政策的保險にして營利會社の經營を許す可からざるものゝ如くであるが保險料を雇主の負擔とする時には前述の如くするは何等差支なきものである。相互組合が災害保險を經營するも、亦特別に排斥すべき理由なしと思ふ。しかしながら災害保險を私營せずして官營とするは理論上最も好ましきものである。殊に保險金支給の方法として年金を採る場合に於ては官營とすべきことはその支給を確實ならしむる爲めに

必要である。

次に疾病保險に就いて論ずればその經營組織としては偏へに相互保險によつたものであつた。歐洲諸國に於ける沿革に於て明かなる如く疾病保險は組合組織の發達に伴ふて發達したるものといふことが出来る。然かも英吉利の例を見ればこの組合の經營する疾病保險も遂に官營保險を必要とするに至つたものであつた。然しながら官營の疾病保險には特殊なる困難が伴ふものである。従つて組合の組織の發達せざる處に於ては十分なる効果は得難きものと思ふ。

以上の所論は主として勞働者保險の必要なる所以と各國に於ける該保險の沿革を論じ最後に於て僅かに如何なる種類の勞働者保險を實施すべきかに些か論及したに過ぎない。勞働者保險の施設を論ずるに對しては猶多くの問題が取殘されてゐる。例へば被保險者の範圍、給

付の内容及び其の程度、保險費用の負擔の如き問題は總て未だ論述しないものである。此等の諸點に就いては一切之れを他日に譲り不完全卒ら本稿を一先づ終る次第である。(完)

附記。本稿の執筆に方りて參考したる書籍を列擧すれば左の如くである。

- I. M. Rubinow: "Social Insurance"
- W. H. Dawson: "Social Insurance in Germany 1883-1911"
- R. M. Woodbury: "Social Insurance"
- G. R. Miller: "Social Insurance in the United States"
- F. A. Ogg: "Economic Development of Modern Europe"
- 森弘元氏著「勞働保險論」
- 堀川美哉氏著「社會保險論」
- 社會政策學會編纂「勞働保險」
- 桑田博士氏「工場法と勞働保險」
- 粟津博士著「獨逸に於ける社會政策的保險の由來」(金井教授在職二十五年記念「最近社會政策」所載)
- 氣賀博士解説「フネリッポグッツナ氏經濟政策」